

議案第44号

加西市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

加西市消防団条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

加西市長 西村 和平

加西市消防団条例の一部を改正する条例

(加西市消防団条例の一部改正)

第1条 加西市消防団条例（昭和42年加西市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第8条第2項中「第3号」を「第2号」に改める。

第14条を次のように改める。

(報酬及び手当)

第14条 団員には、報酬及び手当を支給する。

2 前項の報酬及び手当の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第14条関係）

区分	報酬の額
団長	年額 212,000円
副団長	〃 130,600円
分団長	〃 122,200円
部長	〃 24,500円
班長	〃 8,600円
その他団員	〃 7,200円

別表第2（第14条関係）

種別	手当の額	摘要
災害等現場出動	1回 2,000円	水火災その他の災害の鎮圧、警戒又は出動した回数に応じて支給する。
訓練出動	1回 1,000円	訓練のため出動した回数に応じて支給する。
広報活動	1回 500円	広報活動の回数に応じて支給する。

第2条 加西市消防団条例の一部を次のように改正する。

第3条中「1,418人」を「1,173人」に改める。

別表第1班長の項中「8,600円」を「13,000円」に改め、その他団員の項中「7,200円」を「11,000円」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和元年10月1日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

(審議資料)

消防団あり方検討委員会の中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善等を図るとともに、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が公布されたことにより、所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・ 団員定数の削減 1,418 人 → 1,173 人 <令和 2 年 4 月 1 日>
- ・ 団員報酬の変更 <令和 2 年 4 月 1 日>

	改正前	改正後
班 長	年額 8,600 円	年額 13,000 円
その他団員	年額 7,200 円	年額 11,000 円

- ・ 団員手当の創設 <令和元年 10 月 1 日>

種別	手当の額	摘要
災害等現場出動	1 回 2,000 円	水火災その他の災害の鎮圧、警戒又は出動した回数に応じて支給する。
訓練出動	1 回 1,000 円	訓練のため出動した回数に応じて支給する。
広報活動	1 回 500 円	広報活動の回数に応じて支給する。

- ・ 欠格条項から成年被後見人等を削除 <令和元年 10 月 1 日>